

中国における果物に関する調査報告

1. はじめに：中国の果物（水果）生産の概観.....	1
2. リンゴ（苹果）について.....	2
(1) 中国のリンゴ産業の現状	
(2) 中国の四大リンゴ生産地域	
(3) リンゴの種類	
(4) リンゴの価格	
3. モモ（桃）について.....	7
(1) 中国のモモの市場の特徴	
(2) モモの主要な産地と品種	
4. ハミウリ（哈密瓜）について.....	10
(1) 概況	
(2) 価格	
5. 日本産果物の可能性について.....	11
(参考－1) 税関手続きと輸入関税税率.....	12
(参考－2) 入国果物の検疫管理規定.....	13

2004年3月

株式会社 旭リサーチセンター
遼寧中旭智業有限公司

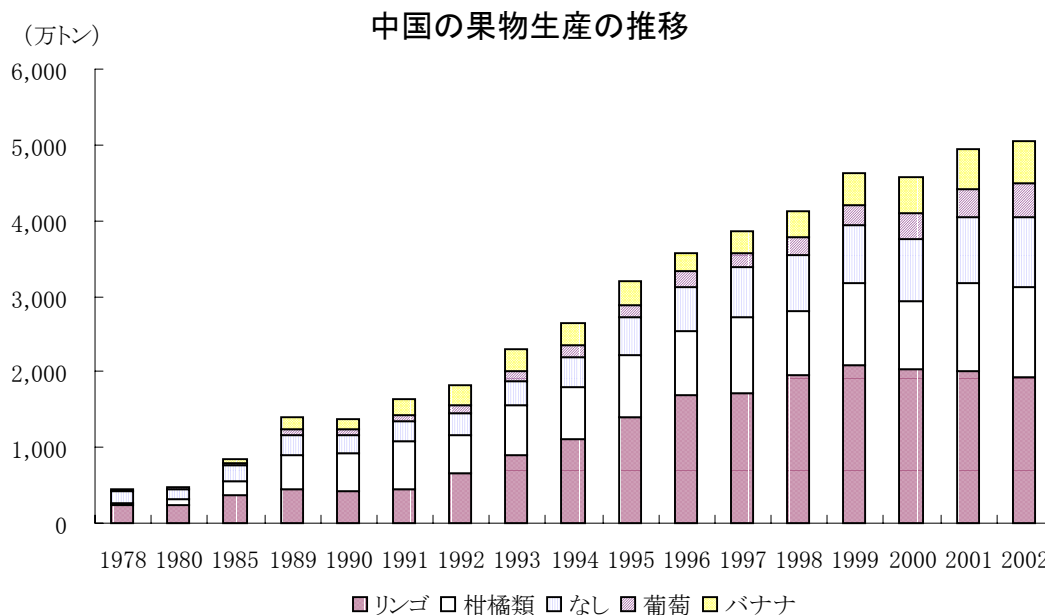
1. はじめに：中国の果物（水果）生産の概観

中国では果物の生産が急速に伸びており、特に1990年代は高成長を遂げた。1994年から中国の果物の生産量は世界一となり、2002年には全国の果物類の総生産量は6,809万トンに達し、世界の総生産量の14.5%を占めるに至った。

中国で生産量の多い果物はミカン、リンゴ、ナシ、桃、ツバイ桃などがあり、そのうちリンゴ、ナシ、桃とツバイ桃の生産量は世界トップである。ミカンの生産量は世界第3位に位置している。

中国の果物は国内消費がほとんどで、輸出入の割合は小さい。2003年1～11月に全国で輸出した果物は226.5万トンだけで、全国の総生産量の3%にすぎない。輸入果物も93.4万トンしかない。果物の主な輸出先はアセアン（マレーシア、ベトナム、インドネシアなど）、日本、米国である。輸入はフィリピン、米国、タイなどが主な国である。

果物の種類からみて、輸出が最も多いのはリンゴ果汁、新鮮なリンゴ、ミカン類の果物缶詰である。一方、輸入が最も多いのはバナナ、冷凍オレンジジュース、新鮮な竜眼と新鮮なブドウなどである。



2. リンゴ（苹果）について

(1) 中国のリンゴ産業の現状

リンゴは、中国WTO加盟後も国際競争力を持つ数少ない農産物の一つである。

2000年のリンゴ栽培面積は3,381万ムー（1ムー=6.667a）、生産量は2,043万トンに達している。それぞれ、中国の果物栽培総面積の1/4と総生産量の1/3を占めている。また、世界のリンゴ栽培面積の2/5、生産量の1/3を占めている。

リンゴ生産額は約346億元で、中国の果物生産総額の43.3%を占めている。2000年の輸出はリンゴが29.8万トン、リンゴ濃縮果汁が14.2万トンで、輸出額は2億ドルを超えた。リンゴ生産は、すでに中国北方の主要生産区の農村経済において、支柱産業の一つとなっている。農業の構造調整、農民収入の増加、輸出による外貨獲得などを促進するのに重要な役割を發揮している。

①リンゴの生産状況：量的拡大から品質・利益志向へ

1978年以来、中国のリンゴ生産は1986～1988年と1991～1996年の二つのピークを経験した。1997年以降、リンゴ生産は調整段階に入っており、生産に不適な地域や適している地域でも品質の劣った品種、管理技術が立ち後れたところ、経済効率の悪い地域ではリンゴ栽培面積は大幅に減少している。一方で、品質のよい産地や経済効率の高い地域では、リンゴ生産は安定的に発展している。

リンゴ生産はすでに量的拡大型から品質・利益志向型に転換しており、栽培面積は次第に合理的なものになりつつある。

リンゴの総生産量は着実に増大しており、2000年には2,043万トンに達し、1978年に比べて8倍近く増加した。同じく、単位面積当たりの生産量は604.7kg/ムーで1.34倍、増加した。しかし、世界平均は866.7kg/ムーであり、中国の1ムー当たり収穫量は依然として世界水準に及ばない。

生産の拡大にともない、品質も向上している。2000年に、全国の優良品質リンゴの割合は30%以上に達し、優良品質模範園区の優良品質率は60%以上となった。

②栽培地域・品種と産業化：四大エリア中心で、優良品種の比率が上昇

栽培地域は徐々に集中してきており、品種構造もある程度改善されてきた。

中国では25省・区・市でリンゴが生産されているが、渤海湾、西北・黄土高原、黄河古道と涼しい西南高原地帯の四大生産区に集中している。四大生産区の栽培面積はそれぞれ全国の総面積の44%、34%、13%と4%を占めており、生産量はそれぞれ全国の総生産量の49%、31%、16%と1%を占める。

1990年代以降、優良品種リンゴの割合は大幅に上昇している。紅富士、元帥系、金冠、喬納金、拉とその他優良品種の栽培面積の割合は、それぞれ49.6%、9.7%、6.2%、

3.0%、2.8%と1.9%である（合計で73.2%）に達する。国光とその他古い品種の栽培面積の割合は14.0%と11.3%に過ぎない。

産業化が進展しており、貿易も拡大傾向にある。ここ数年来、リンゴの商品化処理が進んできており、等級別の包装生産ラインが40近くある。

1970年代に全国でリンゴの冷蔵量は10万トン不足であったが、現在はすでに400万トン程度に達しており、リンゴ総生産量の20%を占めている。2000年のリンゴ加工量は200万トン近く、リンゴ総生産量の10%で、リンゴ濃縮果汁の生産量は20万トンに達した。リンゴの生産、販売、加工のリーディング企業群が現れてきており、リンゴの産業化の発展に重要な役割を果たしている。

④輸出が増加傾向：リンゴ濃縮果汁は世界最大の輸出国

ここ数年来、中国のリンゴ輸出量は増加傾向にあり、1996～2000年の輸出の年平均成長率は6.5%である。リンゴを輸出する省・市は20余りで、山東、遼寧、陝西が上位に位置する。この間、三省の輸出量、輸出額はそれぞれ全国の69.7～75.8%と76.1～81.9%で推移している。

米国とニュージーランドは、中国リンゴの最大の輸入国である。リンゴの輸入量と輸入額に占める中国産の割合は、米国がそれぞれ74.2%と96.3%、ニュージーランドは73.1%と96.4%である。その他に、中国は国境貿易を通じてロシア、カザフスタン、タジキスタン、ベトナム、ミャンマーなどに100万トン近くのリンゴを輸出している。

同時に、中国のリンゴ濃縮果汁の輸出も増加ペースが速く、2000年には14.2万トンに達し、11,638万ドルの外貨を獲得した。世界のリンゴ濃縮果汁輸出量の25%ぐらいを占めており、すでに世界最大のリンゴ濃縮果汁輸出国である。

米国は中国リンゴ濃縮果汁の輸入最大国である。しかし、中国のリンゴは国際市場でのシェアはまだ比較的到低く、年輸出量は世界の総輸出量の5%不足である。リンゴ生産大国でありながら、リンゴの輸出はまだ小規模にとどまっている。

中国のリンゴは輸出が増加傾向にあるとともに、輸入も急速に拡大している。1998年以前の輸入量は1.5万トン不足であったが、2000年には2.6万トンまで増加した。また、リンゴの輸入単価も上昇しており、1997年の302.4ドル/トンから2000年には458.2ドル/トンまで上昇した。

1997～2002年まで中国のリンゴ生産量と輸出入量 (単位：万トン)

年	1997	1998	1999	2000	2001	2002
輸出量	18.8	17.0	21.9	29.8	30.9	44.0
輸入量				2.6		
生産量	1,721.9	1,948.1	2,080.2	2,043.1	2,001.5	1,924.1

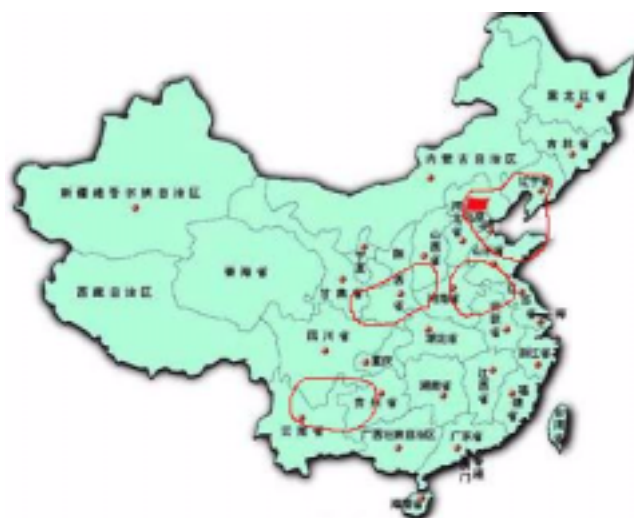
資料出所：中国統計年鑑

(2) 中国の四大リンゴ生産地域

リンゴは中国の最も重要な果物で、現在、栽培面積と生産高はそれぞれ果物栽培総面積と総生産量の 35%と 36.6%を占める。

リンゴの栽培地域は、以下の四つに分けられる。

- ①**渤海湾エリア**：このエリアは膠東半島、泰沂山岳地帯、遼寧省南部・西部地域、河北省秦皇島地域を含む。中国で最初にリンゴ栽培が始まった地域で、生産高と面積は最大で生産水準も最高の生産地域である。このエリアの 2000 年のリンゴ栽培面積は 1,061.9 万ムー、生産高は 776.03 万トンで、それぞれ全国の 29.0%と 38.4%を占める。リンゴ輸出量は 13.8 万トンで全国の 60.1%を占め、優良品質果実の商品化率が高い。
- ②**黄河古道と秦嶺北麓のエリア**：1958 年以降に建設されたリンゴ生産基地である。黄河古道は河南省東部、河南省西南、江蘇省北部と安徽省北部を含み、リンゴの栽培面積と生産高は全国の 13%と 16%を占める。近年、秦嶺北麓の栽培面積の増加ペースは鈍化しているが、黄河古道では増加が著しい。
- ③**黄土高原エリア**：陝西省の渭河北部、山西省の南・中部、河南省の三門峡地区と甘肅省東部を含み、2000 年のリンゴ栽培面積は 1,271.4 万ムーで、全国の 34.2%を占める。生産高は 772.8 万トンで、全国の 38.2%を占める。輸出量は 3.2 万トンで、全国の輸出量の 14.1%を占める。
- ④**西南高原エリア**：四川省、雲南省、貴州省を含み、栽培面積は全国の 4%、生産高は全国の 1%である。



中国苹果四大主产区

リンゴの生態に適する指標

産地の名称	主要な指標				補足指標			指標 適合 項目 数
	年平均 温度 (°C)	年降水 (mm)	一月中旬 平均温度 (°C)	年極端最 低気温 (°C)	夏平均気 温(6~8 月)(°C)	>35°C 日数	夏平均最 低気温 (°C)	
最適な地域	8~12	560~750	>-14	>-27	19~23	<6	15~18	7
黄土高原	8~12	490~660	-1~-8	-16~-26	19~23	<6	15~18	7
渤海 湾	臨海地	580~840	-2~-10	-13~-24	22~24	0~3	19~21	6
	内陸地	580~740	-3~-15	-18~-27	25~26	10~18	20~21	4
黄河古道	14~15	640~940	-2~2	-15~-23	26~27	10~25	21~23	3
西南高原	11~15	750~ 1100	0~7	-5~-13	19~21	0	15~17	6

中国の四大リンゴ生産エリアのうち、渤海湾エリアと西北黄土高原エリアがリンゴ栽培に適した地域といえる。両エリアのリンゴ栽培面積はそれぞれ全国の44%と34%を占め、生産高はそれぞれ全国の49%と31%を占めている。輸出量は全国の90%以上を占める。黄河古道はリンゴ最適生産エリアに劣り、西南高原エリアのリンゴ生産規模は小さく、産業基盤は整っておらず、リンゴ生産基地としては不十分である。

(3) リンゴの種類

「金冠」：別名を金帥、黄色元帥、黄香蕉とも。全国的に栽培される。

「元帥」：別名を赤い元帥、大元帥、紅香蕉、紅花萃など。各地で栽培され、西北高原地帯のものが品質はよい。

「青香蕉」：別名を白龍、香蕉苹果。全国的に栽培され、山東省膠東に比較的多い。

「国光」：別名を小国光。東北、華北で最も多く栽培される品種の一つで、約60%以上を占める。

「富士」：日本の農林省園芸試験場で、国光と元帥を交雑したものである。1962年に「富士」と命名された。中国では1966年に優良品種を移植して初めて栽培した。

(4) リンゴの価格

中国のリンゴ生産は、価格面で明らかに優位に立っている。リンゴ生産は労働集約型産業に属しており、優良品質リンゴの生産は、袋をかぶせたり、採取する際などに大量の人手の投入が必要となる。中国は労働力資源が豊富であり、労働力コストも低いため、リンゴの生産コストは先進国より明らかに低い。

たとえば、米国のリンゴ生産コストは 2.0 元/kg であるが、中国の優良品質リンゴの生産コストは 1.0 元/kg しかない。中国リンゴの輸出価格は比較的到低く、一般的に 300~500 ドル/トンで、世界平均価格に比べて 39.1% も低い。ニュージーランド、米国、フランスと比べて、それぞれ 85.5%、68.7%、64.2% 低い。

また、原料となるリンゴの価格が低いため、リンゴ濃縮果汁などの加工品も明らかに優位を持つ。

国内のリンゴ販売価格は季節、地区や品種などの条件の影響を受けて、格差が存在している。下表は近頃、国内の主要地区で代表的な品種の卸売価格である。

リンゴの卸売価格 (2004. 2. 25)

単位：元/kg

品種 市場場所	国光	富士	金冠	秦冠
北京大洋路	1.20	2.10	2.50	1.80
天津赤旗	1.10	1.80	1.50	2.30
遼寧北票	1.00	1.40		
牡丹江	2.00	3.50	2.40	

資料出所：農業部情報センター



坂田苹果



超红富士



新乔纳金苹果

3. モモ（桃）について

(1) 中国のモモの市場の特徴

中国周辺の国のなかで、モモの栽培に適したところは基本的に日本、韓国と中西アジアの一部である。日本の桃の生産は近年下降傾向にあり、韓国の栽培面積は更に小さい。果物類の価格は非常に高く、栽培品種も比較的に単一で、基本的に輸出していない。中西アジアでは生産量は更に少ない。

一方、中国はモモとツバイ桃の生産高が世界で最も多く、1998年の桃とツバイ桃の生産高299万トン是世界総生産量の27%を占めている。しかも、品種がとても豊富で、栽培技術は世界でもトップの地位にある。

しかし、中国の桃の輸出量は非常に少なく、1998年は4,084トンで、世界の総輸出量の0.5%にすぎない。WTO加盟後、中国の桃は輸出可能性も高まっており、国際市場を開拓できる。

現在、中国の桃の市場は以下の特徴が現れている。

① スイミツトウが主流

白い肉のスイミツトウが主導的地位を占めている。中国の桃の栽培において、白い肉のスイミツトウは70%以上を占める。

現在、市場で主に出回っているのは「肥城桃」、「五月鮮」、「春蕾」、「雨花露」、「砂子早生」、「白鳳」、「大久保」などである。白い肉のスイミツトウは比較的豊作で、しかも運搬性もよく、栽培面積が広いことなどから、これらの品種の市場価格は近年、大幅に低下している。

② 蟠桃は人気上昇中

蟠桃は市場で人気がある。近年、毛蟠桃や油蟠桃などいくつかの新しい品種を育成しだして、例えば「早露蟠」、「瑞蟠」、「仲秋蟠」、「美国紫蟠」などの市場価格は高く、収益性もよい。これらの品種は登場し始めたばかりの段階にあるため、栽培規模はまだ大きくない。これに加えて収穫時期が大部分のモモのオフ・シーズンにあたるため、比較的発展の可能性が高い。

③ ツバイ桃の酸味改良

ツバイ桃は急速に発展している。1980年代初めにツバイ桃の品種は国外から中国に導入され、例えば「五月火」、「早赤2号」、「麗格養特」などがある。これら品種の味は酸っぱくて、これ以上の伸びは難しい。

1980年代後半、中国で育成された甘いツバイ桃のシリーズ、例えば「瑞光」、「秦光」などは酸味が少なくなったが、外観や裂開果などの問題もあり伸びは止まった。1995

年以降の甘いツバイ桃のシリーズ、例えば「華光」、「曙光」、「艶光」、「早紅珠」、「早豊甜」、「丹墨」、「紅珊瑚」、「早紅宝石」、「千年紅」、「麗春」などは、高い生産高、いい外観、優良な品質などの特徴を持っているため、潜在力を秘めている。



沙紅桃



久保桃



油桃

(2) モモの主要な産地と品種

中国はモモの原産地である。桃の分布は広く、有名な桃の生産エリアは河北省深県、山東省肥城、浙江省奉化、江蘇省無錫などである。有名な肥城桃、深州のスイミツトウなどの蜜桃の品種、奉化の玉露、白い花（別名の無錫のスイミツトウ）などのスイミツトウの品種と品質は優良である。

①河北省深県

深州の蜜桃は、深県西部の馬庄一帯で栽培される。昔、滹沱河が流れていたところで、長い年月を経て3mの厚い沙土層が形成され、地下水は浅くて甘い。気候は温暖湿潤で、夏季の昼夜の温度差が比較的大きく、蜜桃の栽培に適している。

深州の蜜桃は紅蜜、白蜜と久保などの10品種があり、その中で最もよいのが紅蜜と月蜜の二種類である。紅蜜桃はまた「魁桃」と呼ばれ、まさに桃の中の魁である。深州の蜜桃は大きくて（一個が約250g）、型は美しくて色合い鮮やか、皮が薄く肉が細くて、汁が蜂蜜のように甘く、一口で美酒のような美味しさが心にしみわたる。国内外の消費者に大人気で、河北省の貴重な輸出果物の一つである。

②山東省肥城

肥城桃の別名は仏陀の桃であり、果実が大きく、外形は美しい。果肉は柔らかく、汁が多く、匂いの香りが甘いことで、国内外に名声が知れ渡っている。「群桃の冠」と誉められて、歴代の朝廷の貢ぎ物である。

③浙江省奉化

奉化市は中国のスイミツトウの故郷で、奉化のスイミツトウは「中国の極み」と評価されている。全市でスイミツトウの栽培面積は2.75万ムーある。現在、スイミツトウにすでに、早露、雪雨露、沙子早生、湖景蜜露、塔橋、玉露、迎慶など25の早、中、晩熟のスイミツトウの品種がある。販売先は主に杭州、寧波、舟山、上海、厦門、泉州、南京などである。

④江蘇省無錫

無錫のスイミツトウは、浙江省奉化のスイミツトウから派生している。無錫太湖地域が優れた自然環境に恵まれるため、スイミツトウは太湖浜で盛んになった。果実が大きく、特色が甘く、果肉が柔軟で汁が多く、色合い鮮やかで有名である。そのうち白花スイミツトウが最も高い名声を得ている。

無錫に桃の木の栽培面積は2万ムー以上に達し、生産高は15,000トンで、主に楊市、陽山を中心の無錫の西部に集中している。すでに現地の農村経済にとって大きな支柱産業である。「太湖陽山」のスイミツトウは中国の有名ブランドである。

4. ハミウリ（哈密瓜）について

(1) 概況

ハミウリは最初、新疆哈密で育成され、現在は海南、甘肅、陝西、内モンゴルなどの省でも栽培されている。そのうち海南のハミウリは一番早く販売され、ウリ型はより小さくて、味が薄く、重さは一般に4.5斤（1斤は500g）程度である。甘肅、内モンゴルなどウリは6～7斤もあって、味は海南のものより甘い。新疆産のハミウリの背丈は最大で7～8斤以上あり（大きいものは10数斤）、味は最も美味しい。

ハミウリは黄蜜宝、紅蜜宝、金皇后、早金、西域一号などの多数の品種がある。そのうち最も有名なのは「金皇后（Golden Empress）」である。これは甘く、美味しく、脆いことで名声を得ている。その他のハミウリと比べて金皇后の特徴は、身はひよろ長くて、皮の筋模様はより細くて、その他のウリほど模様が太くなく、皮は比較的濃い緑で、淡い微かな香りがする。これはその他の品種にないものである。その他、ほとんどの金皇后には木の年輪に似た一つの尾がある。

現在、市場に最もよく見られる品種は「早金」である。「早金」の身は大きくてふくよかで、皮は金色で明るく、しわはより太くて、筋模様ははっきりして、外形がとても美しいが、味は「金皇后」に及ばない。



哈密瓜（ハミウリ）



新疆库洪瓜



(2) 価格

ハミウリが出回る時期は毎年4～11月で、末期の価格は最も高い。10月後半にはすでに市場でハミウリの量は多くないため、価格はある程度上昇する。昨年、最も高い時には3.0元/斤に達した。最も安い時は1.4～1.6元/斤で推移する。通常価格は2.0～2.2元/斤程度であるが、地域によって価格は異なる。

最近の卸売価格 (2004. 2. 25) (単位：元/kg)

市場場所	品種	ハミウリ
北京大洋路		6.50
内モンゴル石羊橋		6.00
山西大同振華		4.00
江蘇省連雲港		2.20
浙江嘉頭		8.00
福鼎農貿		5.50

出所：農業部情報センター

5. 日本産果物の可能性について

中国では果物の輸入量は少なく、その主な輸入元はフィリピン、タイ、米国である。輸入果物のほとんどはバナナであり、その他の果物は少ない。その要因としては、輸入果物の価格が高いこと、国産果物の品質が年々向上していることがある。

2003年10月1日より中国・タイ間で、野菜と果物についての関税がゼロとなった。188品が対象で、野菜が108品、果物が80品である。ゼロ関税実施後、広東省ではタイ産果物の輸入が急増している。実施月の10月で、広東省のタイからの果物輸入は数量が前年比2.7倍の6,528トン、金額は前年比3.8倍の410万ドルとなった。11月も引き続き、数量が同3倍の7,467トン、金額は同4.1倍の495.3万ドルとなっている。輸入果物はドリアン（榴蓮）とリュウガン（龍眼）で85.9%を占めている。

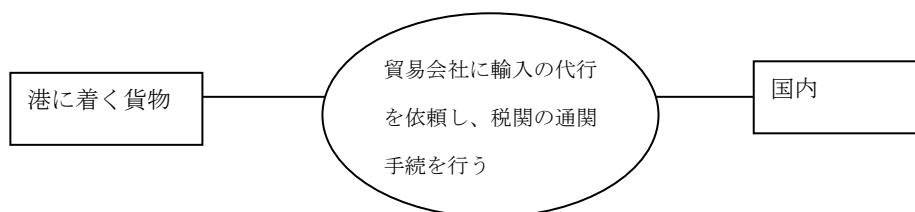
日本産リンゴ「富士」は中国でも知名度があるが、市場には余り出回っておらず、一般のスーパー等で手に入れることは難しい。また、最近では中国産「富士」の品質も上がってきており、価格面からも消費者に受け入れられている。加えて、消費者も一時のように輸入果物に盲目的に飛びつくようなところはなくなっており、冷静に味や品質、価格を考慮して購入するようになってきている。

日本産果物が中国市場に進出する際には、このような事情を踏まえて、どのような特徴・セールスポイントを切り口にするか、よく検討する必要がある。

(参考-1)

税関手続きと輸入関税税率

一般的に国外からの輸入から国内の手続きまでは以下の図の通りである。



付注：

- ①貿易会社とは、国家経済貿易部あるいは省、市レベルの経済貿易委員会の許可を得て、輸出入商品の引き取り代理権をもつ企業である。
- ②必要な通関書類：
 - a. 輸入の契約
 - b. 輸入の領収書
 - c. パッキング・リスト
 - d. 海運の貨物引替証
 - e. 貨物引替証（海運の貨物引替証の原本、手形の裏書き、ファックスの空輸引替証）
 - f. 各種輸入ライセンス（関税商品番号上の規定に従う）。

中国は2004年までかんきつ類の関税率を11～12%まで、バナナの関税率は10%まで、ブドウの関税は13%まで、干ブドウの関税を10%まで、リンゴ、ナシ、サクランボなどの主要な温帯果物の関税率を10～12%まで下げる。

(参考－２)

入国果物の検疫管理規定（注：以下は仮訳で、正しくは原文を参照）

第一章 総則

第一条 危険性のある植物・有害生物が中国に入国することを防止し、中国の果物生産の安全と人体の健康を守るため、「中華人民共和国 出入国動植物検疫法」及び実施条例の関連規定に従って、本規定を定める。

第二条 当規定は輸入する新鮮な果物とナス科野菜のうちトマト、ナス、唐辛子の検疫に適用する。

第三条 国家出入境検査検疫局（以下、国家検査検疫局という）は全国の輸入果物の検疫と審査許可を統一して管理する。国家検査検疫局が各地の出入国に設置する検査検疫機関（以下、検査検疫機関）は管轄する地域の入国果物の検疫と管理に責任を負う。

第四条 地中海バエの発生地からの果物輸入を禁止する。伝染病の発生地区以外から中国に輸出する果物に対してはまず、必ず有害生物のリスク評価を行わなければならない。輸出国家と検疫契約を締結した後に、輸入することができる。

第五条 法律法規は別途に定めるものを除けば、携行と郵送による果物の入国を禁止する。

第二章 検疫の審査と許可

第六条 荷主、品物の所有者あるいはその代理人は、果物を輸入する前に必ず事前に申請する。また、貿易契約あるいは合意書を締結する前に、検疫の許可審議の手続を行わなければならない。

第七条 下記の条件に適合する場合、輸入果物の検疫と許可審議の手続を行う。

- (一) 輸出国家あるいは地域は重大な疫病発生の状況がない
- (二) 動植物の検疫に関連する中国の法律・法規に合う
- (三) 中国と輸出国・地域の二国間の検疫協定（検疫の合意書、覚書きなどを含む）に一致しなければならない。

第八条 輸入果物の検疫と審査許可の手順：

(一) 荷主、品物の所有者あるいはその代理人は事前に要求に基づいて「中華人民共和国 国家出入境検査検疫局 輸入動植物 検疫許可証 申請表」を作成し、国家検査検疫局に申請を出す。

展覧のための輸入果物は、必ず展覧会所在地の検疫機関の許可を得なければならない。直通の車と船、関前の免税店、外交に関わるホテルなどに使われる輸入果物は必ず港の検疫機関の許可を得なければならない。

(二) 国家検査検疫局の審査を通過したものに対して「中華人民共和国 国家出入境

検査検疫局 輸入動植物 検疫許可証」を発行する。通過しないものには許可を発行せず、申請者に発行しない理由を告知する。

第九条 輸入検疫手続が完了した後、下記情況のいずれかがあれば、荷主、品物の所有者あるいはその代理人は再び許可審議の手続を行う。

- (一) 輸入果物の品種変更、または数量増加
- (二) 輸出国・地域の変更
- (三) 入国港の変更
- (四) 検疫許可証の有効期間切れ

第三章 輸入品の検疫

第十条 荷主、品物の所有者あるいはその代理人は、果物が入国する前に入国する港の所在地の検疫機関に検査を申し込む。「中華人民共和国 国家出入境検査検疫局 輸入動植物 検疫許可証」、輸出国・地域政府の動植物検疫機関の発行する植物検疫証明書と産地証明書、貿易契約、領収書などを提出する。

第十一条 入国した果物に輸出国・地域政府の動植物検疫機関が発行する植物検疫証明書がない場合、また法律に基づいた検疫許可審議の手続を行っていない場合、入国港の検疫機関は状況に応じて差し戻すか廃棄処理を行う。

香港とマカオで仕入れる果物は、輸出国・地域政府の植物検疫証明書を提供できない場合、認定された香港・マカオの農産物検査機関が発行する証明類を参考とする。国境の少額輸入果物については貿易条件により、植物検疫証明書を提供できなければ、事前に直属出入国検疫機関の許可を得るべきである。

第十二条 輸入果物の検疫は以下に依拠する。

- (一) 植物検疫に関連する中国の法律法規
- (二) 中国政府と輸入国・地域政府が締結する二国間の合意書
- (三) 国家検査検疫局と輸出国・地域の植物検疫部門が締結する合意書（議定書、覚書きなどを含む）
- (四) 検疫許可証に記載された検疫基準
- (五) 貿易契約の中で明記された検疫基準

第十三条 果物の入国にあたっては、以下の検疫条件に適合しなければならない。

- (一) 中国と輸出国・地域が締結する二国間の検疫協定
- (二) 中国が禁止する植物に危険性のある有害生物がないこと、枝、葉と土壌を持っていないこと
- (三) 原料包装されて輸入するものには、明確な産地表記があること
- (四) 二国間の協定のその他の要求にあうこと

第十四条 検疫機関が現場で検疫を行う場合、商品と証明を照合して一致するかどうかを確認する。商品積荷の状況によって検査を行い、関連手順と標準に沿ってサンプル

抽出検査を行う。実際に検査する品種と量（重さ）によって、それぞれ審査の上で許可する。

第十四条 室内の検査は果物の産地、品種、携行可能性のある病虫害の状況と手順に応じて検査を行う。検査が終わった後に、「実験室検査報告リスト」に記入する。

第十五条 輸入果物の検査終了後、結果に応じて次の通り処理する。

(一) 検査に合格した場合、「出入国検査通関証明」を発行し、入国を許可する。

(二) 検査によって植物に危険性のある有害生物あるいは標準的な規定を上回る一般性病虫害が発見された場合、除外処理を行う。処理して合格したものは入国を許可し、検査が不合格でしかも有効な処理方法も無い場合、戻すか廃棄する処理を行う。

(三) 重大な疫病が発見されたら、必要な防疫措置をとり、直ちに国家検査検疫局に報告する。

第四章 検査の監督

第十六条 国家検査検疫局は、中国に果物を輸出する国外の果樹園、加工と保管部門の登録制度を実行する。

国家検査検疫局は検査の必要に応じて、輸出国・地域政府の関連機関の同意得て、産地まで検査人員を派遣することができ、あらかじめ検査を行い、包装を監督し、あるいは産地の疫病発生状況の調査を行う。

第十七条 伝染病発生地での展示用果物は、事前に必ず国家検査検疫局から検査許可審査の手続きを経て特別の許可を得なければならない。展示期間に、必ず検査機関の監督管理を受けなければならない。検査機関の許可がない限り、勝手に果物を使用、贈呈、販売また移動させてはならない。捨てる果物も検査機関の監督の下に処理する。

第十八条 香港と・カオの直通車、船上販売のための果物は、検査合格になった後に検査機関の監督のもとで製造した袋に密封される。旅客が中国に持ち込む際に、上記包装であれば許可する。しかし、検査人員は実際の状況によって抽出検査できる。

第十九条 税関前の免税店販売に使う入国した果物は検査合格後に検査機関が監督のもとで製造する袋に密封された状態で販売できる。同時に検査機関の監督管理を受ける。

第二十条 国際航行船舶、列車、飛行機は、中国境界内の滞在期間は、従業員と他の人が定食で使用する果物を輸送機から持ち出すことは禁止される。定食に使用された果物の皮、果実、核などの廃棄物は、検査機関の監督の下に無害化処理を行う。

動植物の伝染病発生地からの船舶、飛行機、列車で入国禁止果物が発見された場合、必ず密封あるいは廃棄しなければならない。密封保存処理のものに対して、中国境界内に滞在また運行する期間は、検査機関の許可がない限り、開封し使用してはならない。

第二十一条 実際の状況によって国家検疫局は、輸入また再輸出入をする果物に対して検査の監督と許可を実施する関連検査検疫機関を指定できる。

第二十二條 必要に応じて検疫機関は空港、港、駅、倉庫、加工工場などで疫病発生状況の監視測定を実施し、関係部門は協力しなければならない。

検疫機関の許可がなければ、いかなる部門と個人も疫病の測定器具を移動また損害してはならない。

第五章 付則

第二十三條 当規定を違反する当事者に対して、「中華人民共和国 出入国動植物 検疫法」及び実施条例によって処罰する。

第二十四條 当規定の責任と解釈は国家検査検疫局が負う。

第二十五條 当規定は2000年1月1日から実行する。国家動植物検疫総所が1988年9月12日に発表した「輸入する果物検疫の管理と試行方法」は同時に廃止される。

进境水果检疫管理办法

第一章 总 则

第一条 为了防止植物危险性有害生物传入中国，保护中国水果生产安全和人体健康，根据《中华人民共和国进出境动植物检疫法》及其实施条例的有关规定，制定本办法。

第二条 本办法适用于从境外输入的新鲜水果及茄科蔬菜中的番茄、茄子、辣椒的检疫。

第三条 国家出入境检验检疫局（以下简称国家检验检疫局）统一管理全国进境水果的检疫审批工作。国家检验检疫局设在各地的出入境检验检疫机构（以下简称检验检疫机构）负责所辖地区进境水果的检疫和监管工作。

第四条 禁止输入地中海实蝇发生国家或地区生产的水果。来自疫区以外的第一次对中国输出的水果品种，必须经有害生物风险评估，并须与输出国家签订检疫议定书后，方可进口。

第五条 禁止携带、邮寄水果进境，法律法规另有规定的除外。

第二章 检疫审批

第六条 货主、物主或其代理人输入水果前必须事先提出申请，并应当在贸易合同或者协议签订前办理检疫审批手续。

第七条 符合下列条件，方可办理进境水果检疫审批手续

- （一）输出国家或者地区无重大疫情；
- （二）符合中国有关动植物检疫法律、法规的规定；
- （三）符合中国与输出国家或者地区签订的有关双边检疫协定（含检疫协议、备忘录等）

第八条 进境水果检疫审批的程序是：

（一）货主、物主或其代理人应事先按要求填写《中华人民共和国国家出入境检验检疫局进境动植物检疫许可证申请表》，向国家检验检疫局提出申请。

供展览用的进境水果，必须经展览会所在地检验检疫机构签署意见；供直通车船、关前免税店、涉外酒店等使用、销售的进境水果，必须经进境口岸检验检疫机构签署意见。

（二）经国家检验检疫局审核，对符合审批要求的，签发《中华人民共和国国家出入境检验检疫局进境动植物检疫许可证》；不符合审批要求的，不予签发，并告知申请人不予签发的理由。

第九条 办理进境检疫审批手续后，有下列情况之一的，货主、物主或其代理人应重新办理审批手续：

- （一）变更进口水果的品种或增加数量的；
- （二）变更输出国家或地区的；
- （三）变更进境口岸的；
- （四）超过检疫许可证有效期的。

第三章 进境检疫

第十条 货主、物主或其代理人应当在水果进境前或进境时向入境口岸所在地检验检疫机构报检，并提交《中华人民共和国国家出入境检验检疫局进境动植物检疫许可证》、输出国家或地区政府动植物检疫机关签发的植物检疫证书及产地证书、贸易合同、发票等单证。

第十一条 进境水果无输出国家或者地区政府动植物检疫机关签发的植物检疫证书的，或者未依法办理检疫审批手续，入境口岸所在地检验检疫机构可以根据具体情况，作退回或者销毁处理。

在港澳地区采购的水果，如确实无法提供输出国家或地区官方植物检疫证书的，凭国家检验检疫局确认的有关港澳农产品检验机构出具的证明文件和上述有关单证报检。边境小额贸易进境水果，因贸易条件限制，无法提供植物检疫证书的，应事先征得直属出入境检验检疫机构的同意。

第十二条 进境水果的检疫依据包括：

- (一) 中国有关植物检疫的法律法规；
- (二) 中国政府与输出国家或地区政府签订的双边协议；
- (三) 国家检验检疫局与输出国家或地区植物检疫部门签署的协议（含议定书、备忘录等）；
- (四) 检疫许可证的检疫要求；
- (五) 贸易合同中订明的检疫要求。

第十三条 水果进境时，必须符合以下检疫条件：

- (一) 符合中国与输出国家或者地区签订的有关双边检疫协定；
- (二) 不带有中国禁止进境的植物危险性有害生物，不带有枝、叶和土壤；
- (三) 以原包装进口，有明确的产地标记；
- (四) 符合双边协议的其他要求。

第十四条 检验检疫机构进行现场检疫时，应当核对货、证是否相符，根据载货的情况进行检查，按有关程序和标准进行抽查和取样，并按实际检查的品种和数（重）量分别进行核销。

第十四条 室内检疫应根据水果的产地、品种、可能携带病虫害的情况和有关程序或标准进行检疫。检疫结束后，应填写《实验室检疫报告单》。

第十五条 进境水果经检疫后，分别情况作如下处理：

- (一) 检疫合格的，签发《出入境检验检疫通关单》，准予进境。
- (二) 经检疫发现植物危险性有害生物或者超过规定标准的一般性病虫害，必须作除害处理，处理合格的，准予进境；检疫不合格又无有效方法作除害处理的，作退回或销毁处理。
- (三) 发现重大疫情的，采取必要的防疫措施，并立即报告国家检验检疫局。

第四章 检疫监督

第十六条 国家检验检疫局对向中国输出水果的国外果园、加工、存放单位实行注册登记制度。

国家检验检疫局根据检疫需要，并商输出国家或者地区政府有关机关同意，可以派检疫人员到产地进行预检、监装或者产地疫情调查。

第十七条 供展览用的疫区水果，必须事先向国家检验检疫局办理特许检疫审批手续。在展览期间，必须接受检验检疫机构的监督管理，未经检验检疫机构许可，不得擅自使用、赠送、销售或调离。遗弃的水果，要在检验检疫机构的监督下进行处理。

第十八条 供港澳直通车、船上销售的进境水果，经检疫合格后分装于经检验检疫机构监制的密封袋中。旅客携带进境时，凭上述包装验放，检疫人员可根据实际情况进行抽查。

第十九条 供关前免税商店销售的进境水果，经检疫合格后分装于经检验检疫机构监制的密封袋中方能销售，并接受检验检疫机构的监督管理。

第二十条 国际航行船舶、列车、飞机在中国境内停留期间，交通员工和其他人员不得将配餐用的水果带离交通工具；配餐使用后的果皮果核等废弃物，在检验检疫机构监督下进行无害化处理。

来自动植物疫区的船舶、飞机、火车，发现有禁止进境水果的，必须封存或者销毁处理；作封存处理的，在中国境内停留或者运行期间，未经检验检疫机构许可，不得启封动用。

第二十一条 国家检验检疫局可以根据实际情况，指定有关检验检疫机构对经批准过境或转口的水果实施检疫监督。

第二十二条 检验检疫机构可以根据需要，在机场、港口、车站、仓库、加工厂等场所实施疫情监测，有关单位应予配合。

未经检验检疫机构许可，任何单位和个人，不得移动或损坏疫情监测器具。

第五章 附则

第二十三条 对违反本办法的有关当事人，依照《中华人民共和国进出境动植物检疫法》及其实施条例给予处罚。

第二十四条 本办法由国家检验检疫局负责解释。

第二十五条 本办法自2000年1月1日起执行。原国家动植物检疫总所1988年9月12日发布的《进口水果检疫管理试行办法》同时废止。